

小野市空き家バンク制度のご案内

「空き家バンク」とは

空き家の有効活用を目的として、空き家を利用し「小野市に定住したい」「戸建て住宅に住みたい」と、希望されている方へ市内の空き家情報を提供するサービスです。

小野市内にある空き家を売りたい方・貸したい方は、お気軽にまちづくり課までご相談ください。※ 空き家をお持ちでない方にもお知らせしましたことをご了承ください。

取引成約実績（令和7年5月1日現在）：27件

取引成約事例：昭和11年頃建築 木造2階建て 成約価格500万円

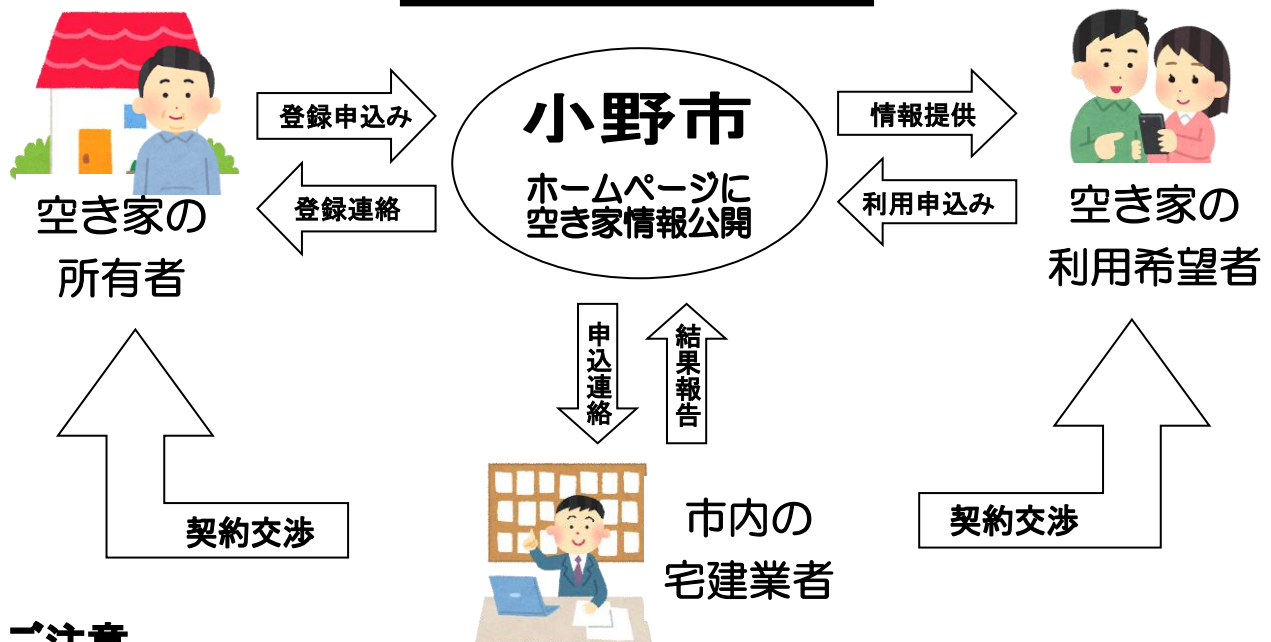
昭和27年頃建築 木造2階建て 成約価格780万円 他

※築年数が古い住宅や家財付きの住宅についても成約事例があります。

売りたい！貸したい！

空き家バンクのイメージ

買いたい！借りたい！



ご注意

※賃貸借・売買の仲介は、小野市空き家バンク協力事業者に登録された市内宅地建物取引業者が行います。

また、宅地建物取引業者の仲介には、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

※物件の調査・現地確認の結果により、空き家バンクに登録できない場合があります。

※空き家のご利用にあたっては、都市計画法や建築基準法等、各種法令に基づく手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

【空き家バンクに関する問い合わせ先】

小野市役所 地域振興部 まちづくり課 住まいづくり推進係

電話 0794-63-1271

FAX 0794-63-2614

「空き家」を放置していませんか？

適正に管理されていますか。

風水害の季節に備え、事前のチェックを！

害虫の発生や不法投棄など
衛生・防犯面の問題発生



老朽化により屋根瓦や壁材が
周辺に落下し、非常に危険

国の法改正により適切な管理がなされずそのまま放置すると将来的に倒壊等の恐れがある空き家が「管理不全空き家」と定義され、所有者等に対して適切な管理を行うよう市から指導及び勧告を行う対象となりました。

空き家の管理を怠り、「管理不全空き家」として勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地の特例の適用を受けている場合には、当該特例の対象から除外されることとなります。

空き家の定期的な点検、管理にご協力よろしくお願いします。

空き家の
管理が
難しい
定期的な
方法

▶ **定期的に草刈りや室内掃除を依頼する**

公益社団法人小野市シルバー人材センター等へ相談する。

▶ **空き家管理代行業者に管理してもらう**

▶ **家を貸し出して、借主に管理してもらう**

小野市空き家バンク制度（詳細は裏面）、または不動産業者を利用する。

▶ **空き家を解体する**

活用が見込めない空き家は、解体し、危険な状況を改善する方法があります。



各種相談窓口等

※各種サービスの利用には料金が発生しますので、詳細は直接お問い合わせください。

相談窓口等	サービス内容	連絡先
公益社団法人小野市 シルバー人材センター	草刈りや簡単な清掃作業	☎0794-62-6222
ひょうご空き家対策 フォーラム	空き家の諸問題でお悩みの相談者に対し、解決に至るまでの手順をアドバイス。 法的サポート、専門業者の紹介など行政では対応できない相談分野を担っています。 例）相続、登記、価値、遺言書、空き家管理業者紹介、賃貸、売却、改修、解体業者紹介など	☎078-325-1021

【空き家の適正管理に関する問い合わせ先】

小野市 地域振興部 まちづくり課 住まいづくり推進係

TEL：0794-63-1271

FAX：0794-63-2614